

令和３年度 第２回

吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者選定委員会議事録

1 開催日時、場所

令和３年(2021年)１０月１８日（月） 午後３時から午後４時３０分まで
千里ニュータウンプラザ８階 多目的ルーム２

2 出席委員

- (１) 井元 真澄 梅花女子大学 教授
(学識経験者)
- (２) 三宅 佳子 大阪府社会保険労務士会 代表
(学識経験者)
- (３) 宮本 修 吹田市民生・児童委員協議会 会長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者)
- (４) 山下 節代 吹田市社会福祉協議会 副会長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者)
- (５) 大川 雅子 近畿税理士会吹田支部 幹事、広報委員会委員長
(公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識
又は経験を有する者)

3 欠席委員

なし

4 会議次第

- (１) 開会
- (２) 労務、財務についての講評
- (３) ヒアリング等審査
- (４) 答申
- (５) その他、閉会

5 議事の概要

【審議の進め方について事務局から説明】

【労務、財務についての講評】

(主に質疑応答で確認すべきポイントについて講評がある。また、新型コロナウイルス感染症により、事業計画通りに業務が実施されず不用額が生じた場合には、市と指定管理者との協議により委託料の返還があることを確認。)

委員長 ヒアリング等審査を始めます。

委員長 法人Aの審査です。

入室してもらってください。

法人A (自己紹介及びプレゼンテーション)

委員長 質疑応答に入ります。何か御質問等がございますか。

委員 時間外協定書 36 協定が資料には添付されていませんでしたが、特別条項は使わずに通常の形でされていますか。また、1 か月当たりの残業時間はどれくらいありますか。

法人A 36 協定は通常の形で処理しています。また、残業はありません。業務時間内で終わっています。

委員 就業規則の第 7 条から就業時間及び休憩に関して定めがありますが、1 日 8 時間就業で、日曜日及びシフトで 1 日の完全週休 2 日制で間違いないですね。

法人A 間違いありません。

委員 同規則の第 12 条(時間外労働)及び 15 条(割増賃金)には深夜労働に対する定めがありますが、大元に深夜労働の規定がありません。ただ、残業時間がないとのことですので運営上は問題ないと思いますが、就業規則の整合性が取れていませんので、合わせられた方が良いと思います。

法人A 分かりました。ありがとうございます。

委員 同規則の第 18 条から有給休暇について定めがありますが、1 年間 10 日以上有給休暇が与えられる方は、5 日間取得するのが義務ということが定められていないのですが。

法人A 定めはありませんが、5 日間付与しております。

委員 法改正したものは条文に定めなければなりませんし、監督署などから指摘を受けることになると思いますので、改正された方が良いと思います。

法人A ありがとうございます。

委員 同規則の第 19 条から休暇に関して定めがありますが、生理休暇の定めがありません。法律上定める必要がありますので、改正の必要があると思います。

法人A 分かりました。

委員 賃金規程の第 1 条(目的)に、「本規程は、就業規則第 62 条に基づき、、、」とありますが、就業規則に第 62 条がありませんので、就業規則を改正するのか、賃金規程を改正するのかの方が良いと思います。

法人A 分かりました。

委員 同規程の第5条第2項に「基本給及び手当は毎月末日締とし、当月15日に支払う。」と定められていますが、翌月15日が正しくないですか。

法人A 年度末に清算しなければならない事情がありまして、月のローテーションが決まっており、そこから変更することはありませんので、こちらの規程で運用しています。

委員 承知しました。

次に契約職員規程とパート職員規程について、重要な部分は定めがありますが、もう少し正規職員の部分を準用する等といった定めを入れた方が、安全だと思います。

法人A ありがとうございます。

委員 ハラスメントの規程で、第5条第3項に対応マニュアルの定めがありますが、対応マニュアルは作っておられて、相談窓口もあるということでよろしいですか。

法人A これまでハラスメントの相談窓口相談履歴はありませんが、内部にマニュアルはありまして、案件が発生しましたら、マニュアルに沿って実施する予定です。

委員 154ページの雇用契約書は、正社員の方の分ですか。項目14で社会保険に入られているようですが。

法人A 生きがい活動センターの事業に係る、月12日、1日8時間勤務の分です。

組織は同じですが、別の事業を兼務しておりまして、両方合わせると社会保険加入の要件を満たします。

委員 両方合わせて週30時間を超えているのですね。では問題ありません。

項目4の職務の内容ですが、漠然とした定めになっていますので、もう少し具体的に定められた方が良いと思います。また、項目12の賞与に「寸志を支給することがある。」と定めがありますが、賃金規程にきちんと支給対象期間や支給月等が明記されているのに、それより内容が悪くなってしまうので、改正された方が良いと思います。

155ページが有期の方の雇用契約書ですね。こちらの分も職務の内容を具体的に定められた方が良いと思います。また、項目3の契約の更新ですが、どういった基準で更新するのかしないのか、明確に定められた方が良いと思います。最後に、退職に関する定めがないので、そちらも必要と思います。雇用保険は週20時間未満ということですね。非加入で問題ありません。

委員 コロナ禍で5年間の指定管理の内、最後の2年は思うような事業が出来なかったのかと思います。この状況が収束すれば良いですが、このままの状況が続いた場合、指定管理料の収入があるのでその中で運営することも出来るとは思いますが、計画通りに事業が実施できなくて、運営の安定性に響くといえますか、財源の活用や宣伝等の狭間にもあると思いますが。

法人A 基本的には広報とかベースになるものは指定管理料で行っていますので、自主事業が出来ないからといって、施設の運営に差し障るようなことはないです。

委員 収支計画書に職員給与の記述がありますので、コロナ禍でも人員の常駐はしていただいているのですか。

法人A 本来ですと3名の常駐で契約していますが、狭隘な事務所で感染の恐れが高まりますので、休館時は問い合わせの対応などに常駐2名とすることの許可を市から得ました。その間、従業員はシフト変更や休暇で対応しておりました。

委員 そうすると今度は、指定管理料がある中で雇用の維持が大丈夫なのかなと思いますが。

法人A 5年毎の指定管理やコロナ禍での出勤制限など、一応そういったこともあることを雇用前に説明させていただいております。従業員とは意思疎通を図って出勤と休暇を決定しました。

委員 その当たりも密になるのであれば休暇すれば良いと思いますが、広い場所ですし指定管理料もありますので、部屋ごとに分かれて高齢者の方に電話を掛けるなど、指定管理とは違うのかも知れませんが、そういう風に色々な対応を考えられるのも良いかも知れませんね。

委員 女性部という活動をされているみたいですが、男女共同参画時代ですから、名称を変更された方が良いのではないかと、少し感じました。

法人A はい。検討させていただきます。

委員 言葉の捉え方について質問します。申請書の5ページ、「多彩な講座の開講」に「生きがいきり」「世代間交流」「教養向上」「健康づくり」の4つの「分野」とありますが、11ページには「テーマ」、14ページには「事業区分」と違う言葉を使っておられまして、どのように捉えたら良いのでしょうか。

法人A 混在してしまっていて申し訳ないですが、5ページの「分野」というのが一番の基本だと思っております。

委員 条例の第3条に設置目的を達成するため、次の事業を行う。(2) 高齢者及び高齢者団体の交流及び活動に対する支援に関すること。(3) 高齢者に係る相談及び情報提供に関すること。とありますが、今後どのように展開される予定なのか、書類からは十分に読み取れなかったもので、具体的にご教示願います。

法人A (2) につきましては、高齢者団体は主に書道や100歳体操等の様々な同好会がありまして、色々と御相談は受けさせていただいています。交流という意味では、現在はコロナの影響で出来ていませんが、利用者連絡会議を開催しておりました。その代わりとして、毎月の貸室申請時には、ヒアリングをしながらセンターのお便りを配らせていただいております。

(3) につきましては、毎月の講座の部分が一番求めておられるところだと思います。高齢者の方は市報でほとんど情報を取られますが、もう少し御年輩の方はその市報も読まないこともありますが、会議で分かりました。当法人はSNSでの情報発信もしておりますが、機器をお持ちでない方もおられますので、紙ベースの市報の掲載時には出来るだけ簡素に分かり易くすることを心掛けていまして、表面には講座の計画を、裏面にはスケジュールといった形を取っております。

委員 自主事業に関してですが、25 ページに年 36 回参加料 500 円とありますが、毎回違う方が来られてその都度 500 円支払われるという理解で良いですか。

法人A はい。そのとおりです。

委員 また、親子で参加できる講座とありますが、どのような講座が該当しますか。

法人A 色々と企画しておりますが、特にあ・ら・かると講座は芸術系、健康づくり等講座後に行うアンケート調査からピックアップしています。お盆の帰省等で、「家から出ない親に外出の機会を増やしたいが何かありませんか？」の相談に対応して、初回は一緒にセンターに来ていただき、一緒に楽しみ、次回は一人での参加に繋がるきっかけになるよう心掛けています。

委員 12、13 ページの「ICT化による高齢者の生きがいつくり」がありますが、高齢者の方の情報格差は激しいと思います。しかしながら、講座は年 1、2 回で定員制限もあり、定員漏れとなった方が結果として家に閉じこもってしまうことにもなりかねませんので、そういった場合に、いつでも個別に対応しますよといった窓口を設けて差し上げることは出来ますでしょうか。

法人A スタッフの分かるスマートフォン等のレベルでしたら、その都度質問に対応させていただいております。

スマホ講座は指定管理料から支払っていきまして、また毎月なんでも相談をやってほしいとの声もあるのですが、指定管理料での運営は難しい状況です。定員漏れになった方には、今もそうですが、カウンターなどで随時利用者の方とスタッフのやり取りをしています。

委員 吹田市の中でも、こちらの施設に来るのに 1 時間に 1 本のバスに乗らないといけない地域もあって、来るだけでも大変ですので、センターの方が公民館や市民センターに出向いて講座等を実施することは、勿論費用が掛かることですが、出来たりしますか。

法人A 公共交通機関の利便性でそういった声も聞くことはありますが、吹田市の関わりもありますので、広報活動としては実施したいところもありますが、事業としては市とのご相談にはなってきます。

【採点、集計】

委員長 集計結果が算出されました。

集計結果により、

法人Aが指定管理者候補者として決定いたしました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

委員 「異議なし。」

委員長 選定結果について、異議なしと認めました。

それでは事務局は、法人Aの法人名を明記した答申書（案）を各委員に配付してください。

(事務局配付)

それでは、お手元の答申書(案)を当委員会の答申書として決定したいと思います、よろしいでしょうか。

委員 「異議なし。」

委員長 異議なしと認め、この答申書(案)を当委員会の答申書として決定いたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

その他、事務局の方から、何かございますか。

事務局 まず、本委員会後のスケジュールにつきまして、再度ご説明いたします。11月の市議会へ指定管理者指定に係る議案を提出し、承認が得られましたら、法人Aと協定を締結し、来年の4月1日からの5年間についても、引き続き指定管理者として、施設管理を担っていただくことになります。

次に、本日の資料につきましては、すべて事務局で回収させていただきますので、お席に置いたままにさせていただきますよう、お願い申し上げます。

最後に、本選定委員会は今回をもちまして、終了となりますので、事務局を代表いたしまして、福祉部長より御挨拶を申し上げます。

(福祉部長あいさつ)

委員長 それでは、本日の会議は、これで終了いたします。

2回に渡り御参加いただき、ありがとうございました。